

「神戸市内企業と大学就職指導担当者の就職情報交換会」への参加企業の募集について【応募要領】

神戸市内企業の採用担当者と大学等の就職指導担当者の交流を促進するための「神戸市内企業と大学就職指導担当者の就職情報交換会」への参加企業を次のとおり募集します。

1. 「神戸市内企業と大学就職指導担当者の就職情報交換会」について

(1) 日 時：2026 年 8 月 31 日（月）

第 1 部 13：00～15：00（受付開始 12：30）

第 2 部 15：20～17：20（受付開始 14：50）

(2) 会 場：梅田サウスホール（大阪市北区梅田 1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11F）

(3) 実施内容：①市内企業の採用担当者と大学等の就職指導担当者による名刺交換会

②参加企業・参加大学の資料コーナー

※会社概要、福利厚生制度、2027 年卒の採用継続の有無、2028 年卒の採用計画、2026 年度に実施予定のインターンシップの有無等の情報を事前にご提供いただき、当日の配付資料に掲載させていただきます。

※会社案内コーナーにて配布するパンフレットをご準備ください（参加予定 35 校）。

(4) 参 加 費：無料 ※会場までの交通費等は参加者の負担となります。

(5) 参加予定校：主に関西圏の大学 35 校程度

2. 応募方法・結果の通知

(1) 募集企業数：70 社程度（第 1 部・第 2 部それぞれ 35 社程度）

※ご希望の時間帯（第 1 部又は第 2 部）を選択してください。

※各社 2 名までの参加とさせていただきます。

(2) 募 集 期 間：2026 年 7 月 31 日（金）17 時まで

※応募者数が、募集企業数の 2 倍に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。

(3) 応 募 資 格：応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。

① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。

② 2027 年 3 月卒業予定の学生を正社員として採用する計画があること。

③ 市税の未納・未申告がないこと。

④ 厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されていないこと。

⑤ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。

(4) 応 募 方 法：下記 URL からご応募ください。

<https://forms.gle/Rc9ZLiKPntkzCfKH6>

(5) 当落結果の通知：2026 年 8 月 6 日（木）までに、神戸市事業運営事務局から、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

3. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市事業運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加者を決定します。

「神戸市内企業と大学就職指導担当者の就職情報交換会」への参加企業の募集について【応募要領】

① 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

認定機関	項目
神戸市	こうべ女性活躍推進企業（※ミモザ企業）、こうべ男女いきいき事業所表彰、神戸 SDG s 表彰
兵庫県	ひょうご応援企業、仕事と生活の調和推進認定企業、仕事と生活のバランス表彰企業、ひょうご産業 SDG s 認証企業、ひょうごグローバル人材活躍認定企業
国	（厚生労働省）安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 （経済産業省）健康経営優良法人認定

- ② 過去の本市主催事業への参加状況
- ③ 神戸市内企業住宅手当等支援補助金等の活用状況
- ④ 企業規模・業種のバランス

(2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに神戸市事業運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

5. 運営事業者・問合せ先

神戸市事業運営事務局（株式会社キャリアス）

電話番号：06-6202-2526

Eメールアドレス：info_wekobe@career-tasu.co.jp